

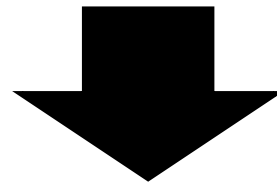
災害医療コーディネーター活動要領及び 災害時小児周産期リエゾン活動要領について

災害医療コーディネーター体制についての論点

第9回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会（平成30年10月31日）資料2-2より抜粋

<現状>

- 厚生労働省は、平成26年度から災害医療コーディネーター研修、平成28年度から災害時小児周産期リエゾン養成研修を開始し、それぞれ683名、259名が受講している。
- しかし、平成30年5月時点で、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン（以下「災害医療コーディネーター等」という。）を任命していない都道府県がある。
- また、災害医療コーディネーター等を任命している都道府県においても、文書による委嘱、災害補償の付与、訓練への参加依頼等が行われていない場合がある。
- 災害医療コーディネーター等について、その役割、運用等を明確化した活動要領等はない。



<論点>

- 大規模災害時に、的確かつ迅速に医療を提供できる体制を構築するため、都道府県が災害医療コーディネーター等の任命及び育成を進められるよう、災害医療コーディネーター等の都道府県保健医療調整本部における位置付けについて明確にするとともに、保健所等においても地域の人的資源の有効な活用が可能となるよう、保健所等における災害医療コーディネーターの位置付けについて明確にしてはどうか。
- また、厚生労働科学研究班により作成されている災害医療コーディネーター等の活動要領案を参考に、当検討会等の意見を踏まえ、国として活動要領を作成してはどうか。
- その上で、今後、実態を把握しつつ、災害医療コーディネーター等の適正な養成人数、配置、能力の維持・向上等について、検討していくこととしてはどうか。

前回^(※)いただいた主な意見

※ 第9回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会(平成30年10月31日)

- 活動要領を作成し、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの役割を明確化することにより、任命等の整備が進むのではないか。
- 災害医療コーディネーターの活動要領においては、研究班が提示した三層構造を踏まえ、市町村へ災害医療コーディネーターを配置することについての記載も検討した方が良いのではないか。
- どのように災害医療コーディネーターを配置すべきかについては、各都道府県の実情により、市町村を含めた三層構造だけでなく各地域で調整できる幅を持たせることが重要ではないか。
- 今後、活動要領を元にした研修の在り方についても検討すべきでないか。
- 都道府県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターの任命状況が都道府間で差がある現状について、分析が必要ではないか。

災害医療コーディネーター活動要領の概要

○ 大規模災害時に、被災地域において適切に保健医療活動の総合調整が行われるよう、災害医療コーディネーターの運用、活動内容等について定めたものである。

■ 災害医療コーディネーター*とは

* 災害医療コーディネーターのうち、都道府県の保健医療調整本部に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される者を地域災害医療コーディネーターと呼称する。

○ 災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者である。

○ 平常時から当該都道府県における医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

■ 活動要領の内容

第1 概要

- 1 背景
- 2 本要領の位置付け
- 3 用語の定義
- 4 災害医療コーディネーターとは
- 5 運用の基本方針

第2 平常時の準備

- 1 運用に係る計画の策定
- 2 任命及び協定
- 3 災害医療コーディネーターの業務
災害医療コーディネーターは、以下の事項について、助言を行う。
(1) 平常時の医療提供体制等を踏まえた、災害時における医療提供体制の構築（都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等）
(2) 都道府県による関係学会、関係団体又は関係業者との連携の構築
- 4 研修、訓練等の実施
- 5 EMISの活用のための準備

第3 災害時の活動

1 災害医療コーディネーターの招集、配置、運用

被災都道府県は、

- 都道府県災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置し、都道府県災害医療コーディネーターを配置する。
- 地域における保健医療活動の調整等が円滑に行われるよう、
 - ー 必要に応じて保健所^注に地域災害医療コーディネーターを配置する。
 - ー 地域の実情や災害の規模等を踏まえて、市町村と協議を行い、必要に応じて市町村^注に地域災害医療コーディネーターを配置することができる。

注) 保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部

2 災害医療コーディネーターの業務

災害医療コーディネーターは、以下の事項について、助言及び調整の支援を行う。

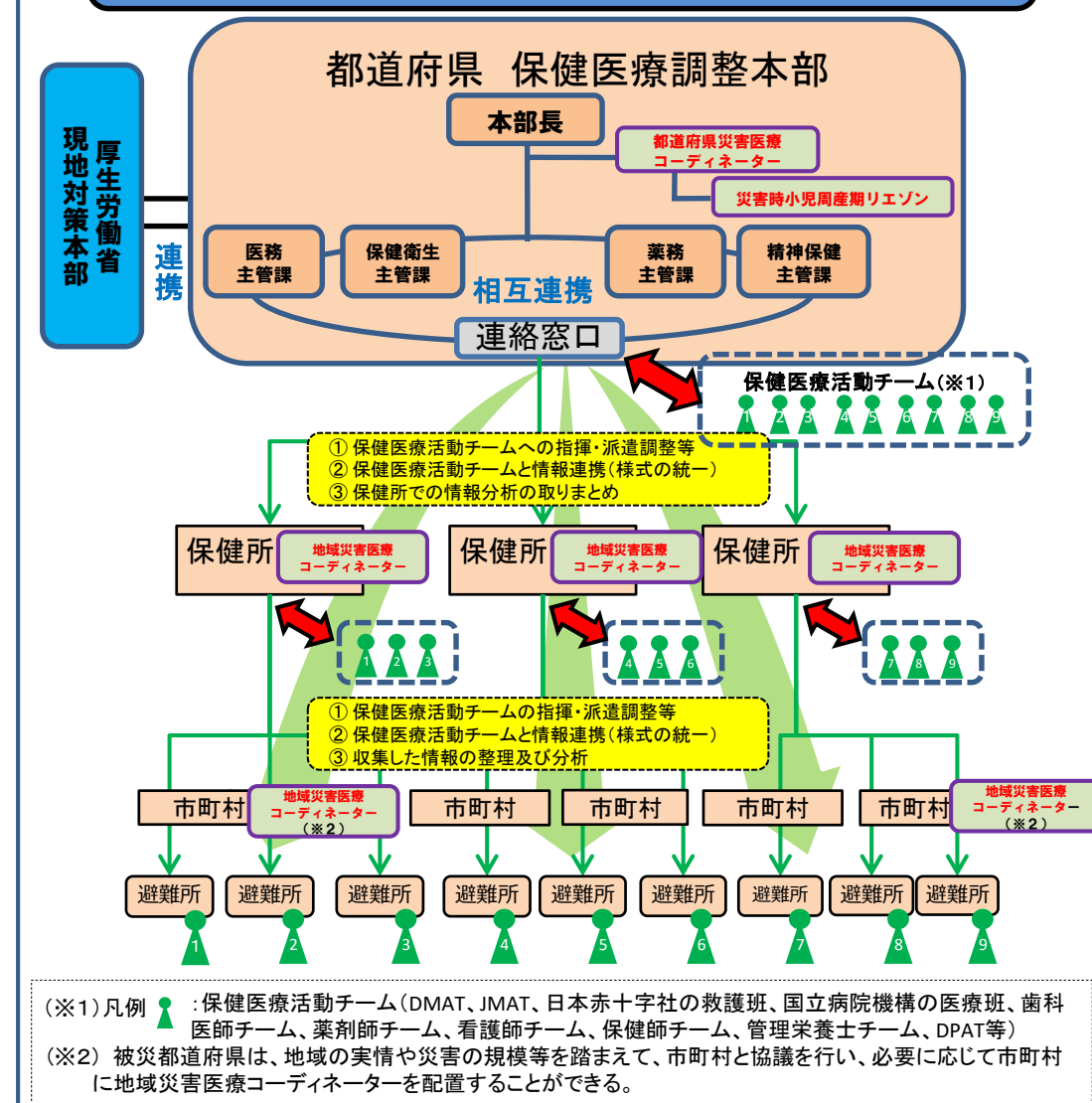
- (1) 組織体制の構築
- (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案
- (3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整
- (4) 患者等の搬送の調整
- (5) 記録の作成及び保存並びに共有

3 災害医療コーディネーターの活動の終了

第4 費用の支弁と補償

都道府県は、災害医療コーディネーターとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。

災害医療コーディネーターを活用した、大規模災害時の体制のモデル



(※1) 凡例 : 保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)
(※2) 被災都道府県は、地域の実情や災害の規模等を踏まえて、市町村と協議を行い、必要に応じて市町村に地域災害医療コーディネーターを配置することができる。

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成29年7月5日付け科発0705第3号・医政発0705第4号・健発0705第6号・薬生発0705第1号・障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)より引用・改変

災害時小児周産期リエゾン活動要領の概要

○ 大規模災害時に、被災地域において適切に保健医療活動の総合調整が行われるよう、災害時小児周産期リエゾンの運用、活動内容等について定めたものである。

■ 災害時小児周産期リエゾンとは

- 災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。
- 平常時から当該都道府県における小児・周産期医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

■ 活動要領の内容

第1 概要

- 1 背景
- 2 本要領の位置付け
- 3 用語の定義
- 4 災害時小児周産期リエゾンとは
- 5 運用の基本方針

第2 平常時の準備

- 1 運用に係る計画の策定
- 2 任命及び協定
- 3 災害時小児周産期リエゾンの業務
災害時小児周産期リエゾンは、以下の事項について、助言を行う。
(1) 平常時の医療提供体制等を踏まえた、災害時における医療提供体制の構築（都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等）
(2) 都道府県による関係学会、関係団体又は関係業者との連携の構築
- 4 研修、訓練等の実施
- 5 EMIS等の活用のための準備

第3 災害時の活動

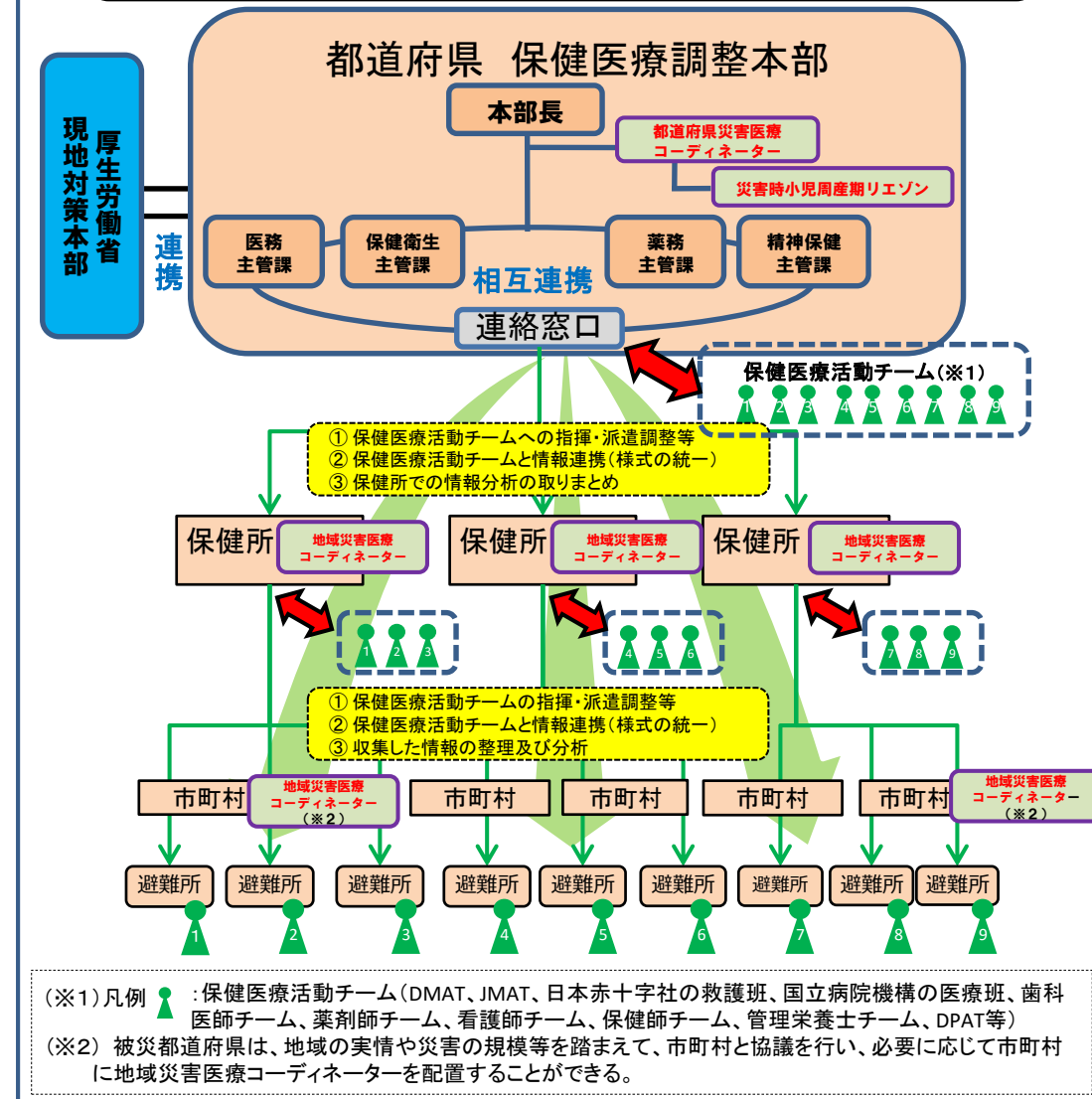
- 1 災害時小児周産期リエゾンの招集、配置、運用
被災都道府県は、都道府県災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置し、災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- 2 災害時小児周産期リエゾンの業務
災害時小児周産期リエゾンは、以下の事項について、都道府県災害医療コーディネーター*とともに、助言及び調整の支援を行う。
(1) 組織体制の構築
(2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案
(3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整
(4) 患者等の搬送の調整
(5) 記録の作成及び保存並びに共有
- 3 災害時小児周産期リエゾンの活動の終了

* 災害医療コーディネーターのうち、都道府県の保健医療調整本部に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される者を地域災害医療コーディネーターと呼称する。

第4 費用の支弁と補償

都道府県は、災害時小児周産期リエゾンとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。

災害時小児周産期リエゾンを活用した、大規模災害時の体制のモデル



(※1) 凡例 : 保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)
(※2) 被災都道府県は、地域の実情や災害の規模等を踏まえて、市町村と協議を行い、必要に応じて市町村に地域災害医療コーディネーターを配置することができる。

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成29年7月5日付け科発0705第3号・医政発0705第4号・健発0705第6号・薬生発0705第1号・障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)より引用・改変

(参考) 災害時における被災地外からの医療・保健に関わるチームの一例



急性期（～48時間） 亜急性期（48時間～1週間） 慢性期（1週間以降）

都道府県保健医療調整本部	都道府県災害医療コーディネーター・災害時小児周産期リエゾン	DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)	保健医療行政の指揮調整機能等の応援
保健所等	地域災害医療コーディネーター	DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)	保健医療行政の指揮調整機能等の応援
災害拠点病院	DMAT (当該医療機関で対応しきれない重症の救急患者に対する医療支援)		
災害拠点精神科病院等	DPAT先遣隊 (当該医療機関で対応しきれない精神疾患患者に対する医療支援等)		
一般病院 有床診療所	JMAT (発災前からの医療の継続)	DPAT (被災した精神科病院の復旧支援)	入院
無床診療所	JMAT (医療機能の復旧支援)		
救護所	JMAT, NHO救護班, 全国知事会救護班, AMAT, 日赤救護班, JCHO救護班, 国立大学附属病院救護班, 済生会救護班		災害歯科保健医療チーム, その他の救護班
避難所	DMAT (被災者に対する予防等の公衆衛生活動)	DPAT (精神科治療が必要な被災者の診療、入院調整)	心のケアチーム(都道府県等), 日赤こころのケアチーム, 災害支援ナース, 薬剤師のチーム, 災害歯科保健医療チーム, JDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム), JRAT
介護施設 社会福祉施設 自宅 仮設住宅	DMAT (被災者に対する健康管理)	DPAT (精神科治療が必要な被災者の診療、入院調整)	JMAT (在宅医療を必要とする者への医療), 心のケアチーム(都道府県等), 保健師等(自治体職員)

 : 医療 医 : 医療行為
 : 精神 健 : 健康管理
 : 保健 : 患者搬送

被災地の既存の医療・保健資源へ順次移行

(自宅・仮設住宅)

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの 養成、技能維持・向上等に係る今後の方向性

- 既存の政策の中で災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの役割を明確化
 - 今回の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動要領を、国の防災基本計画、厚生労働省防災業務計画等へ反映していく。
- 研修カリキュラムについて
 - 災害医療コーディネーター研修及び災害時小児周産期リエゾン養成研修において、活動要領を踏まえた講義、シミュレーション等が行われるよう、カリキュラムを更新する。
- 知識及び技能の向上について
 - 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの、国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への参加について検討していく。